

【記載例】 公的年金から引き落としされる税額（納税通知書の3枚目に記載されています。）

令和5年度市民税・県民税算出内容

税額明細	課税標準額 (円)	市民税所得割額 (円)	県民税所得割額 (円)
課税総所得	427,000	34,160	8,646
調整控除		4,000	1,000
所得割額		30,160	7,600
均等割		3,500	1,800
合計額		33,660	9,400

(単位：円)

年税額	43,000
給付特別徴収税額	
公的年金特別徴収税額	43,000 …………… A
普通徴収税額	

公的年金の支払者が、下表のとおり特別徴収の方法によって徴収します。  
地方税法第321条の7の8の規定により来年度の仮特別徴収税額を通知します。

支払者の名称	厚生労働大臣(日本年金機構)			
支払者の法人番号	4011305001653			
公的年金の種類	老齢基礎年金			
公的年金特別徴収	令和5年度	仮特別徴収税額	4月	7,000
			6月	7,000
			8月	7,000
	令和5年度	特別徴収税額	10月	7,400
			12月	7,300
			2月	7,300
	令和6年度	仮特別徴収税額	4月	7,300
			6月	7,100
			8月	7,100

● 令和5年度 仮特別徴収税額（徴収月：4月・6月・8月）

昨年度に通知した令和5年度課税額の仮特別徴収分で、令和4年度公的年金からの特別徴収税額の1/2に相当する額が1/3ずつ、公的年金の支払額から引き落としされます。

\* 4月分については、既に引き落としされています。

● 令和5年度特別徴収税額（徴収月：10月・12月・令和6年2月）

公的年金からの特別徴収税額（上記の図A）から、令和5年度の仮特別徴収税額の合計額を差し引いた額の1/3ずつが引き落としされます。 \* 100円未満の端数は10月分に上乗せされます。

43,000円(上記の図A) - 21,000円(令和5年度の仮特別徴収税額) = 22,000円の1/3

● 令和6年度仮特別徴収税額（徴収月：令和6年4月・6月・8月）

この金額は、令和6年度（翌年度）課税額の仮特別徴収分です。令和5年度の特別徴収税額(上記の図A)の1/2に相当する額の1/3ずつが引き落としされます。

\* 100円未満の端数は4月分に上乗せされます。

43,000円(上記の図A) ÷ 2 = 21,500円の1/3